

平成 27 年度 大阪広域水道企業団第 2 回首長会議 議事概要

日 時：平成 28 年 1 月 25 日（月） 14：00～14：45

場 所：KKR ホテル大阪 3 階 銀河の間

出席者：名簿のとおり

【議事概要】

1. 審議事項

（1）工業用水道の料金改定案について

議 長： 大阪広域水道企業団企業長の竹山でございます。

皆様本日は公務ご多忙のなか、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より皆様方には、企業団の運営に当たりまして、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、早速ではございますが、お手元にお配りいたしております次第の順序に従いまして、会議を進行させていただきます。座って進行させていただきます。

本日は、審議事項が 1 つ、報告事項が 2 つとなっております。

まず、審議事項といたしまして、本年 4 月から変更を予定しております「工業用水道の料金改定案」につきましてご審議をいただきます。

また、報告事項として、「平成 28 年度当初予算案」及び平成 26 年度から検討を行ってきました「大阪広域水道企業団と四條畷市・太子町・千早赤阪村との水道事業の統合に向けての検討、協議」について、42 市町村の議会における「企業団規約の変更に関する議案」の審議結果について報告いただきます。

それでは、審議事項である「工業用水道の料金改定案」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

事 務 局： 事業管理部事業推進課長の中田でございます。

わたくしの方から、資料 1 の工業用水道の料金改定案について説明をさせていただきます。それでは失礼ですが、着席にて説明をさせていただきます。

まず初めに、当企業団の工業用水道の概要について、簡単に説明をさせていただきます。1 ページの中段の表の概要をご覧ください。表の概要にありますとおり、当企業団の工業用水道事業は浄水場が三島浄水場と大庭浄水場の 2 機場ございまして、施設能力は日量 80 万 m³、基本使用水量は日量 46 万 2,652 m³、配水管路延長は約 525km、事業所数は 431 社、給水区域は大阪府内の 25 市 2 町でございます。

資料の裏面の 2 ページをご覧くださいませでしょうか。裏面の 2 ページは当企業団の給水区域図でございます。色の濃くなった部分が 25 市 2 町を表してございまして、工業用水道の給水区域を表したものでございます。また、参考といたしまして、平成 26 年度末の給水区域内の市町村別の受水事業所数をお示ししております。

それでは、今一度表面の1ページ、1へお戻りください。このような状況の中で、今回工業用水道の料金改定に至った経緯でございますが、平成3年度末に概成をいたしました琵琶湖開発事業の割賦負担等によりまして、平成5年度と平成8年度に料金値上げを行い、基本料金単価がそれ以前の1㎡あたり23円を46円といたしました。その琵琶湖開発事業の割賦負担等も平成26年度で償還を終え、平成26年度決算では、約29億円の単年度黒字となり、現在の経営環境におきましては、今後も単年度黒字が続くものと見込んでおります。また、平成25年度に実施いたしました水使用実態調査の結果によりますと、有効回答のあった事業所のうち、8割以上が料金値下げを希望しておりまして、また大口の受水事業所からも琵琶湖開発事業の割賦負担終了に伴う料金値下げの要望が示されているところでございます。また、本取組みにつきましては、当企業団の中期経営計画において、適正な料金水準や基本使用水量についての検討を行い、平成28年度以降の施策に反映することとしております。

2の今回の料金改定案でございますが、現行の料金は平成21年4月に改定したものでございます。この現行料金は、2部料金制を採用しておりまして、改定案につきましては、基本料金単価は現行1㎡あたり39.1円を、改定案では32.4円へ6.7円の減でございます。使用料金単価は現行5.6円を10.4円へ4.8円の増、超過料金単価は、これは基本料金単価に使用料金単価を加えた金額の2倍と設定しておりますが、現行89.4円を85.6円へ3.8円の減となっております。

なお、算定にあたりましては、経済産業省の定める工業用水道料金算定要領に基づき、総括原価方式により算定しております。また、今回の料金算定期間につきましては、平成41年度までの14年間としております。繰り返しになりますが、当企業団の料金制度は、2部料金制となっております。水の使用割合によって各受水事業所の値下げ率が異なります。一番下の丸に記載のとおり、本料金改定案は平成26年度の実給水率の平均値を当てはめた場合は、受水事業所の支払額は約9.2%の値下げとなるものでございます。3の経営に対する影響以降につきましては、担当する財務課長より説明をいたします。

経営管理部財務課長の横山でございます。

引き続き3の料金改定による経営の影響について説明させていただきます。失礼でございますが、座って説明させていただきます。

今回の料金改定案は、平成33年度前後にピークを迎えます建設改良事業費の財源の一部に企業債を予定したことや、昨年3月に公表した現行の収支見込では見込めなかった電力料金の値上げ等により費用が増加しておりますが、それらを見込んだうえで料金算定期間14年間の費用と料金収入は均衡しており、経営上大きな問題は生じないものと見込んでいるところでございます。

4の記載のとおり、料金改定の実施時期につきましては、今年2月に開催を予定しております企業団の2月定例会における工業用水道事業供給条例の改正の議決を経まして、平成28年4月1日を予定しているところでございます。

引き続き具体的な将来収支見込について、次の3ページから6ページにA3の資料を添付させていただいておりますので、お開きください。

まず、資料の1枚目、3ページと4ページが平成28年4月に料金を改定した場合の試算条件と将来収支見込でございます。内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

5ページ、6ページが、27年3月に中期経営計画を策定した際に公表した試算条件と将来収支見込みでございます。

まず、恐れ入ります一番最後に付けております6ページをご覧ください。6ページの一番上の損益収支の表のうち、収益については、現行料金での見込み、費用につきましては、27年4月の電力料金値上げ等を見込んでいない試算でございます。黒に白抜きで、単年度損益を示しておりますが、この段階では、41年度までの間、相当額の黒字と見込んでいたものでございます。

恐れ入ります、資料を戻っていただきまして4ページをご覧ください。こちらが料金改定後の将来収支見込みでございます。こちらで、料金改定に伴う経営への影響を説明させていただきます。

まず一番上の損益収支の表をご覧ください。25、26年度が決算、27年度が当初予算、28年度以降が料金改定後の見込みでございます。この改正案は、公表済みの収支見込みと比較して、料金の値下げに伴う減収が14年間で約84億円。電気料金の値上げや企業債利息の増加を反映させた結果、費用が14年間で約54億円増加しております。

また、損益収支の表の下から3段目の有収水量については、過去の水量の減少動向を踏まえ、毎年度220万 m^3 ずつの減少を見込んでおります。次に上から3つ目「事業費」の表の一段目「建設改良事業費」をご覧ください。

建設改良事業は、現在の計画通りに進めていくこととしており、33年度に費用のピークを迎えますが、2段下の企業債のとおり、32年度から財源の一部を企業債により調達することとしています。合計額が示されておらず、誠に申し訳ございませんが、28年度以降の建設改良事業費の合計は491億円と見込んでおり、その2段下の企業債による調達額は、合計107億円を見込んでおります。事業費のうち約2割を企業債により資金調達する計画となっております。

その結果、「企業債残高」の表の最下段に記載の「年度末企業債残高」欄の41年度末残高、こちらは約139億円となり、現在の収支見込みと比べると、92億円程度の増加となっております。一方、26年度末時点の残高は193億円と比較しても企業債残高は着実に減少していく見込みとなっております。

また、主要な経営指標を他の大規模工業用水道事業者と比較しても、ほとんどの指標が平均を上回っており、安定的な経営を維持できるものと見込んでいるところでございます。

なお、この将来収支見込みは、経済産業省の工業用水道料金算定要領に定める総括原価方式により算定したものでございますが、水量の減少を見込んでいるため、後年

度になるほど下振れし、給水原価と供給単価が逆転しているところもございますが、事業運営に際しては、より一層のコスト抑制に努め、その差を最小限にしていきたいと思います。工業用水道の料金改定案に関する説明は以上でございます。ご審議、よろしくお願いいたします。

議 長： はい、ありがとうございました。それでは、ただ今の件につきまして、審議に入ります。ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

<意見なし>

議 長： それではご意見がないということで、工業用水道の料金改定案については、事務局案のとおりすることでご異議ございませんでしょうか。

<異議なし>

議 長： ご承認をいただきました。ありがとうございます。

工業用水道の料金改定案につきましては、本日ご承認いただきました内容に従いまして、来月2月16日に開催予定の企業団議会2月定例会におきまして、大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例の一部改正に係る議案を提案することといたします。

本議案が企業団議会2月定例会で承認されれば、工業用水道につきましては、本年4月から新たな料金になりますが、引き続き効率的な事業運営に努めてまいりたいと存じますので、皆さま今後とも企業団の事業運営にご協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。第1点の報告事項でございます。

平成28年度当初予算案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

2. 報告事項

(1) 平成28年度当初予算案について

事務局： 財務課長の横山でございます。平成28年度当初予算案についてわたくしの方から説明させていただきます。失礼ですが、座って説明させていただきます。

資料2の1ページをお開きください。平成28年度当初予算案の概要でございます。まずそれぞれの表に数字が縦三段書きになっておりますが、上から28年度当初予算額、27年度当初予算額、27年度最終予算額となっております。以降も同様でございます。

まず、水道事業会計でございます。予算規模、815億80百万円を予定いたしております。前年度当初予算と比べ、表の下に記載のとおり8億14百万円の減少となっております。減少の主な要因でございますが、第3期中期整備事業計画に基づき改良事業

費が約 16 億円増加する一方で、昨年度当初の段階で 14%と見込んでおりました電力料金の値上げ幅が 11%に圧縮されたこと等による動力費の減少や薬品費、企業債の満期償還額が減少すること等によるものでございます。その結果、1 番下の表に記載のとおり、28 年度の単年度損益は、24 億 77 百万円の黒字と見込んでおります。なお、資料に記載はございませんが、累積損益では、約 135 億円の赤字と見込んでおり、昨年 3 月に公表しました中期経営計画と一致しており、計画通りに赤字解消に向かっていくところでございます。

2 ページをご覧ください。工業用水道事業会計でございます。予算規模 125 億 57 百万円。前年度当初と比べ 5 億 68 百万円の増加となっております。増加の主な要因でございますが、動力費の減少や中期整備事業計画に基づく改良事業費の減少を見込む一方、満期償還を迎える国債 10 億円の再投資を予定していること等によるものでございます。また、今年 4 月から料金改定を予定しており、約 8 億円の減収を見込んでおりますが、結果といたしまして、1 番下の単年度損益は 9 億 44 百万円の黒字と見込んでおります。

3 ページをお開きください。続きまして、水道事業の主要事業の概要でございます。事業名欄の左端ローマ数字のⅠ安定供給に向けた取り組みといたしまして、改良更新事業を進めるための費用 258 億 11 百万円を計上しております。事業の内容でございますが、施設の耐震化や老朽施設の更新、供給系統の二重化等受水市町村への安定供給を維持し、災害に強い水道施設の整備を進めるもので、(1) 震災対策といたしまして、藤井寺ポンプ場から泉北浄水池にかけたバイパス送水管の整備や系統連絡管の整備、浄水池や府内各地の水管橋の耐震化等の費用といたしまして、176 億 77 百万円。また、(2) 安定化対策として、千里幹線の二重化や河南連絡管の布設、分岐あんしん給水栓等の改良工事等市町村水道との連携を強化するほか、水道施設のセキュリティ対策の強化等、51 億 49 百万円を計上しています。

4 ページにまいりまして、(3) 老朽化対策として、諸設備更新のための費用として 18 億円余りを計上いたしております。また、計画的に整備事業を進めるための検討費用として、16 百万円を計上しております。次にローマ数字のⅡ安全・安心で良質な水の供給に向けた取り組みといたしまして、新たな水処理課題に対応するため、庭窪浄水場、村野浄水場に後ろ過施設を整備するための費用等、約 17 億円を計上しております。また、受水市町村との水質共同検査、4 年目を迎えます河南水質管理ステーションの運営や利き水会、出かける浄水場事業等につきましても、引き続き実施してまいりための費用を計上しております。

続きまして、5 ページをお開きください。次にⅢ持続可能な事業運営に向けた取り組みでございます。広域的な事業運営のうち、広域化の調査検討費用として、3 市町村との水道事業統合に向けた検討費用と例年計上しております、新たに企業団と統合協議を行う団体との検討費用、併せて 41 百万円を計上いたしております。また、例年通り、災害用備蓄水の共同製作、再掲でございますが、河南水質管理ステーション運営の費用を計上しております。さらに市町村との連携拡大に向け、3 市町との個別受託

工事を継続するとともに、新たに市間の水平連携を支援する取組として、千里浄水池内に建設する共同ポンプ場築造工事の建設・設計に着手してまいります。次にスリムな組織をめざし、更なる業務の効率化を図るため、現在も実施している運転管理業務委託の対象施設を拡大するとともに、総務業務センターの運営委託の費用を見込んでおります。Ⅳ環境保全に関しては、浄水発生土の有効活用等の費用を、Ⅴ国際貢献については、例年通り、タイ王国との技術交流に関する費用を計上しております。

次に6ページをお開きください。工業用水道事業の主要事業の概要でございます。Ⅰ安定供給の費用として、改良更新事業については、震災対策、安定化対策、老朽化対策のために22億10百万円を計上しています。(1)震災対策については、堺市臨海の丘から高石間のバイパス配水管の整備等を実施してまいります。また、(3)老朽化対策として、近年、増加傾向にあります、漏水事故の対策として、配水管更新工事を進めてまいります。

7ページ8ページは、水道事業、工業用水道事業の28年度の主要事業の概略図を、また9ページ以降には、予算案の概要に記載の事業の内、主要な3事業について、詳細な資料を添付しておりますので、後ほどご覧いただけますようお願いいたします。以上で平成28年度当初予算案の報告を終わらせていただきます。

議 長： はい、ありがとうございました。それでは、ただ今の件につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

岬町長： 岬町ですけれども、確認だけさせていただきたいのですけれども、今の6ページの事業報告があったのですが、7ページの「阪南・岬バイパス（仮称）基本設計委託」については、委託料は組まれているんですか。7ページの阪南・岬のところなんですけれど。名称は入っているんですけれども、平成28年度の事業費にちょっと見当たらずなくて、確認だけさせていただきたいんですけれど。

事務局： ただ今のご質問は、7ページの平成28年度の主要事業の中で言います「あんしん水道ライン」の中に「阪南・岬バイパス（仮称）基本設計委託」と記載しているところだと思います。これにつきましては、ページを戻っていただきまして、3ページをご覧くださいませでしょうか。3ページの(1)震災対策①災害に対する安全性の強化の4つ目の項目に平成28年度につきましては、阪南・岬バイパス（仮称）基本設計委託を新規項目として計上しているところでございます。

岬町長： ちょっと見落としてまして大変申し訳ございません。

議 長： はい、その他質問いかがでしょうか。

<質問なし>

議長： 続きまして2点目の報告事項に移らせていただきます。

大阪広域水道企業団と四條畷市・太子町・千早赤阪村との水道事業の統合に向けての検討、協議につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(2) 大阪広域水道企業団と四條畷市・太子町・千早赤阪村との 水道事業の統合に向けての検討、協議について

事務局： 経営管理部広域連携課長の辻でございます。それでは、わたくしの方から企業団と四條畷市・太子町・千早赤阪村3団体との水道事業の統合に係る企業団規約の変更に関する議案の審議結果等についてご報告をさせていただきます。失礼ではございますが、座って説明させていただきます。

資料3「1 統合に係る企業団規約の変更に関する議案の審議結果について」こちらをご覧ください。3団体におきましては、昨年9月の議会において企業団規約の変更に関する議案につき、先にご審議いただき、全3団体で可決いただきました。その際の主な意見等としましては、参考に次のページに別紙1として、審議結果につき第3回の運営協議会総会に報告した資料を付けさせていただいておりますが、主な意見としましては、市民への周知に関することや職員の身分、勤務条件や給与制度に関すること、それから料金等についてのご意見、要望等が出されたなか、3団体すべての議会におきまして、企業団規約の変更に関する議案について可決されたところでございます。

もう一度、資料3にお戻りください。2つ目として、この度、その他39団体につきましても、12月議会、期間としては11月30日から12月24日、こちらにおきまして、各議会及び委員会でご審議いただきまして、全39団体で可決されまして、これにより構成団体全42団体で可決いただいたところでございます。

その際の主な意見等についてでございますが、A3の資料、別紙2をご覧ください。この12月議会においても、さまざまなご意見等をいただき、参考に主な意見等まとめさせていただきました。主な意見等といたしましては、「3団体が企業団と統合する理由はなにか」、「統合による企業団のメリットはどのようなものか」、「議員定数及び3団体におけるガバナンスの確保に対する質問」それから「統合による39団体への影響につき、デメリットがあるのか等の質問」そして「各39団体それぞれの統合に対する考え方、企業団との統合について当該団体としてどのように考えていらっしゃるか等の質問」、その他、自己水、それから交付金そして裏面にも「その他」として記載させていただいておりますが、質問をいただきまして、各団体におきまして「回答」欄に記載させていただいておりますように、本会議及び委員会でご答弁いただいております。このように39団体の議会におきまして、統合に関する議案、規約変更案をご審議いただきいただきまして、12月24日をもって39団体で可決いただきました。これにより、全42団体で企業団規約の変更議案が可決されたところでございます。

資料3の「2スケジュール及び手続きについて」をご覧ください。今後のスケジュールでございますが、8月より事業認可申請の検討等事業開始に向けた具体的な検討を進めておりますが、今後も継続して検討を進めるとともに、12月に全42団体で企業団規約の変更議案が可決されましたので、地方自治法上では規約変更の最終手続きとしまして、大阪府知事の企業団規約の変更許可が必要となりますが、こちらも大阪府に企業団規約の変更許可を申請いたしまして、先日1月19日に大阪府知事により規約変更が許可されました。これにより企業団規約変更の手続きが完了したなかで、本日首長会議終了後、本ホテルにおきまして、企業団と3団体との統合に係る協定書の締結を行いたいと考えております。

A4の資料、別紙3-1から3-3をご覧ください。3団体との協定書案を参考に付けさせていただきました。この協定書は、企業団と3団体とそれぞれの間で結ばれるもので、3-1が企業団と四條畷市、3-2は企業団と太子町、それから3-3は企業団と千早赤阪村との協定書でございます。この協定書は、参考に別紙3-3の後に69ページからなる統合案を付けさせていただいておりますが、企業団と3団体の水道事業の統合に関し、運営協議会等でご審議いただいたこの統合案に基づき、今後統合に向け進めていく旨定めております。そして、そのなかでも基本的事項である統合の目的、時期、方法、条件、事業運営体制、経費負担、相互協力といったものにつき、条だてし定めた基本協定となっており、3団体と調整のうえとりまとめたもので、本日首長会議終了後15時半より締結したいと考えております。

資料3の「2スケジュール及び手続きについて」こちらにお戻りください。その後、事業認可取得、それから給水条例案策定、人事、予算の調整等、統合準備に取りかかっていると考えております。そして、大阪府議会において、大阪府広域的水道整備計画の改定の審議、2月までには企業団議会において、給水条例案や予算案を審議いただき、平成29年4月の事業開始に向け進めていきたいと考えています。

「3その他」をご覧ください。企業団としましても、今後統合を希望される団体につきまして、来年度以降からの統合に係る検討、協議の開始を見据えて、次期統合に係るアンケートを1月末日途に実施する予定でございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議 長： それでは、ただ今の件につきまして、何かご意見・ご質問等ございませんでしょうか。はい、八尾市長さん。

八尾市長： 資料3の「3その他」で、次期統合に関わるアンケートの実施というものがございますが、次期統合に関わるアンケートの中で、大阪市が入っておりませんが、大阪市にはアンケートをする予定があるのかどうなのかをお聞かせ願いたい。

事務局： 今回の段階では協議しているところでございますが、まずは42団体のうち、統合する団体を除き39団体へアンケートをしたいと考えております。

八尾市長： この先ほどの統合案の中にもですね、2ページのところにはですね、大阪府域における広域化についてと、こういうふうに書かれておりますわけで、そういった意味では大阪市が入っていないという経過の中で、以前に大阪市議会の方で否決されたという経過はあるものですね、吉村大阪市長も対話をしていくという方向性を出されておりますし、当然議会ともこれからお話されていくというふうには思っていますので、やはり企業団としてもですね、府域一水道を目指す中では、大阪市との協議についてはやはり再開をすべきでないかというふうに考えております。

そういった意味では次期統合に関わるアンケートもですね、大阪市に向けて発信をしていただきたいというふうに考えるところでして、いろいろ議論はあるかと思いますが、そこにつきましては議長を含め、ぜひ取り計らいをお願いしたいなと考えるところであります。

議長： この議論につきましては、この首長会議におられる皆さん方の大半の方はご承知だと思いますが、平成23年度から大阪市さんも含めまして統合協議をやったところがございます。43市町村首長会議において一応統合が合意されましたけれど、大阪市議会への提案が行われた結果、大阪市へのメリットがないという意見で否決されたということで、今一旦残念ながら中止になっているところでございます。

今八尾市長さんがおっしゃられました、それも十分理由があるというふうに思いますので、我々としてはやはり大阪市の高度な技術力とか更には受水能力等々を鑑みて、統合に入っていただくのが一番だというふうには思っておりますけれど、その辺りどういうふうにして解きほぐしていくのかということも含めまして、今後、私も一定吉村大阪市長さんとお話しすることはやぶさかではないというふうに思っておりますので、そのあたり吉村さんとのこれからの糸口をつめていきたいと、まあアンケートをすぐに出すわけにはいきませんが、その辺りは探してみたいなというふうに思っております。

八尾市長： ぜひ対話を進めるという吉村市長でございますので、一度議長の方からでも結構でございますので、糸口あるいはこれからの方向性について議論ができればいいというふうに考えておりますので、よろしく願いしておきます。

議長： その他質問ございませんでしょうか。

<質問なし>

議長： それでは、本件につきましてはご了承いただきました。3団体におかれましては、何かご意見等はございませんでしょうか。四條畷市長さん、いかがでございますか。

ようか。

四條畷市長： まず、ご意見とおっしゃっていただいてまして、意見等はとくにはございません。ただ、府域一水道に向けて平 26 年 4 月から協議を始め、昨年の 9 月議会で規約の変更に至るまでのこの間、様々な市民から、そして地元の業者から、職員からということで、相当な意見をいただいた中で、それぞれに一応の線でご納得をいただいた結果が 9 月議会の議決に繋がったものとそういうふうに思っております。

その中で一番大きかったこと、これは四條畷市のような小さな自治体で水道事業を未来永劫やっていくということにつきましては、かなりの施設の整備等も必要でございまして、その分がいわゆる料金の値上がりに即決して繋がっていくということで、この値上がりの抑制ということも一つ大きな課題でございますし、また危機管理体制の強化、そして技術継承という面からもやっぱり大阪広域水道企業団との統合を目指すべきだという方向性を基に、先ほど申しました市民の方々、そして地元の水道事業者等に説明を幾度となく行ったうえで、この場にやっと到達ができたということでございます。それを申し上げる機会をいただいたという意見ではございませんので、報告だけさせていただきます。

議長： はい、ありがとうございます。それでは太子町長さんいかがでございますか。

太子町長： 失礼いたします。太子町の浅野でございます。わたくしの方からは皆さまにお礼を申し上げたいというふうに思います。先ほど、事務局の方から報告をいただきました、私ども太子町と企業団の水道事業の統合に関する基本協定につきまして、本当にありがたく、厚く御礼申し上げたいというふうに思っております。

この首長会議への報告を受けまして、この後、水道事業統合に関する基本協定の調印式に臨ませていただきますが、ここに至ることができたのは、共にこの統合の検討、そしてご協力をいただきました大阪広域水道企業団及び本日のご臨席をいただいております各構成団体の皆さまのご理解、そしてご協力の賜物であるというふうに思っております。

昨年の 12 月には、39 の各構成団体におきまして、企業団規約の変更の議決にご尽力を本当にいただきました。本当に重ねて厚くお礼を申し上げます。平成 29 年 4 月から新体制が住民に取りまして、より良い新たな太子町水道事業となりますよう、邁進してまいりたいというふうに思っておりますので、皆さま方におかれましては、引き続きご理解、そしてまたご協力を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

最後になるんですけれども、人口減少によります給水収益の減少、そしてまた老朽化施設の更新費の増大といったような課題は、わたくしども太子町だけではなく、大阪府内そしてまた全国に共通しておる問題であるというふうにも思っております。

大阪府が主導となって進められております大阪府水道整備基本構想に掲げます、先ほど八尾市長さんがおっしゃられておりましたように、府域一水道のいち早い実現を

祈念いたしまして、皆さまにお礼のご挨拶をさせていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

議長： ありがとうございます。松本千早赤阪村村長さん、いかがですか。

千早赤阪村長： 千早赤阪の松本でございます。今回ですね、皆さまのご協力により、やっと調印式というところまで参りました。私どもの村は、26年に大阪府で初めて過疎指定を受けました。まあ特に一番の問題は人口減少、それからもう一つは金剛山という山がありながら、非常に水源が枯渇してまいりました。

また、それと伴に私ども職員数が非常に少のうございまして、技術継承その他非常に困難なことがございました。ということで、大阪府さんの力を借りまして、ぜひ企業団のメンバーということで、私どもの住民に対して、安全で安心な水を供給できるということで、非常に私ども、もう今安心していただいております。

これからもですね、是非私どものような非常に小さな行政にとりまして、水道というのは非常に難しい問題でございますので、是非とも今皆様のご協力をいただきながら、住民に対してサービスを続けていきたいと思っております。

是非ともこれからも皆様のご協力をよろしくお願いいたしますと共に、ここまで進んで参りましたことを感謝いたしまして、簡単ではございますが、皆さんにお礼を言いたいということでございます。本日は誠にありがとうございます。

議長： ありがとうございました。それでは、企業団と四條畷市・太子町・千早赤阪村との水道事業統合におきましては、先ほど事務局の説明にもございましたとおり、この後15時30分より本ホテルにて各首長さんと基本協定の調印式を行いたいと思っております。

本日の調印式では、平成29年4月の事業開始に向けまして、企業団と3団体とで引き続き、全力を尽くしていくことを確認したいと思っております。

以上をもちまして平成27年度大阪広域水道企業団第2回首長会議での審議等がすべて終了しましたが、他になにかございますでしょうか。

<意見なし>

議長： 本会を終えるに当たりまして、一言お礼を申し上げます。皆さま方のご協力をもってすべての議事につきまして、ご承認をいただいたところでございます。心より御礼申し上げます。ありがとうございました。